

熊本県議会行政文書管理規程の一部改正について

1 改正の趣旨

電子契約サービスの導入に伴い、「熊本県議会行政文書管理規程」の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 定義（第 2 条関係）

- ・定義に「電子契約サービス」を追加（第 19 号）。

(2) 電子署名（第 39 条関係）

- ・施行する文書に電子署名を付与することを請求する際、電子契約サービスによる電子署名を除く。

(3) 発送文書の取扱い（第 40 条関係）

- ・公印を押印しない文書については、「電子契約サービスを利用して」送信することでも可とする（第 1 項）

3 改正点

別添「熊本県議会行政文書管理規程新旧対照表」のとおり